



EY Taiwan JBS NEWSLETTER

October 2025



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



EY Taiwan JBS NEWSLETTER - October 2025 -

改正産業創新条例10条の1の設備投資 租税優遇の適用ポイント

■ はじめに

今回のJBS NEWSLETTERは、[2025年9月号](#)に引き続き、産業創新条例についてです。このうち、産業創新条例10条の1の改正内容と設備投資に対する租税優遇の適用について解説をします。

産業創新条例の1つの目的は、企業の研究開発及び革新への投資に対して設計された租税優遇措置であり、技術革新及び製品開発への投資推進にあります。特定の条件を満たす企業は、その投資支出について税務控除を申請することができるため、税負担を効果的に低減させることができます。また、産業全体の構造の向上及び変化の促進にも寄与することができます。

2025年の産業創新条例10条の1の改正では、適用範囲の拡大、投資限度額の引き上げ、及び適用期限が延長されています。当該租税優遇措置の適用に当たって検討すべき主なポイントをまとめましたので、今後の税務実務にお役立てください。

■ 今回お伝えしたいポイント

- 改正後の投資控除対象の内容や申告プロセス
- 税額控除可能額の計算方法と控除率の選択
- 租税控除に関するタックスプランニングの考慮要素

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

改正産業創新条例10条の1の設備投資 租税優遇の適用ポイント



産業創新条例10条の1の投資控除の改正ポイント

投資控除の拡大

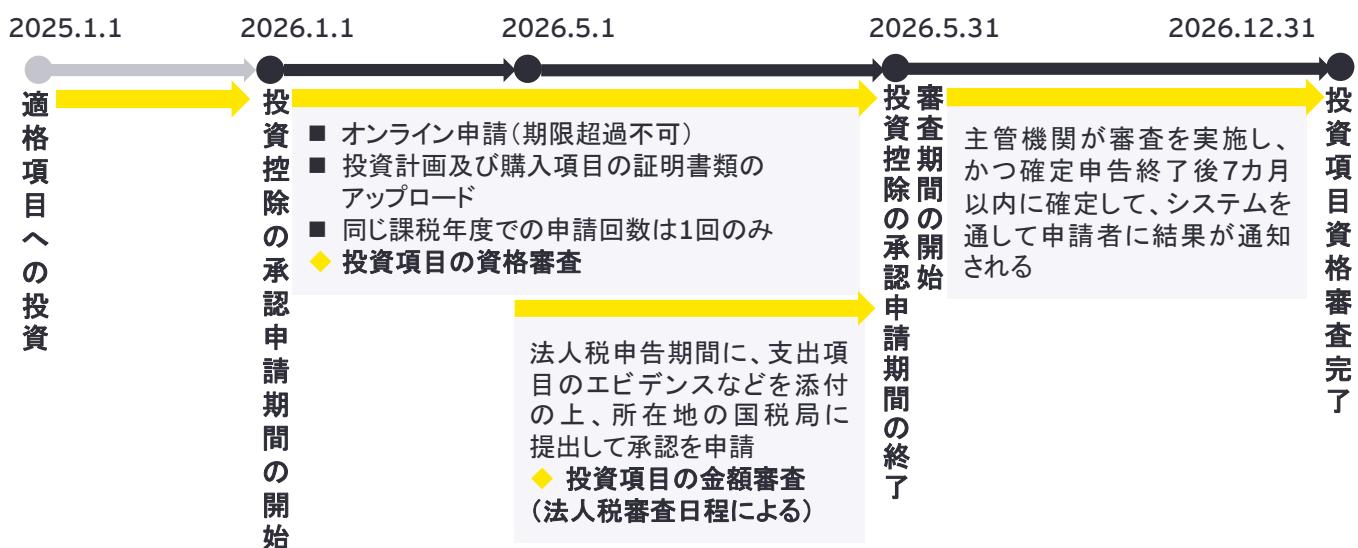
2025年4月に立法院三讀会を通過した改正では、適用期間の延長のほか、従来の税額控除可能な投資項目に加えて、「人工知能」の製品またはサービス、「省エネ・CO₂削減」に関連するソフトウェア、ハードウェア、技術または技術サービス項目が新設されました。また、控除可能上限額が10億台湾元から20億台湾元まで引き上げられました。

実施期間	改正前		改正後	
	2019年1月1日から2024年12月31日まで	スマートマシン、5Gシステム、情報通信セキュリティ製品やサービス	2025年1月1日から2029年12月31日まで	左記項目に加え、「人工知能」、「省エネ・CO ₂ 削減」を追加
投資控除項目	スマートマシン、5Gシステム、情報通信セキュリティ製品やサービス			
税額控除可能投資額	100万台湾元以上、10億台湾元以下			100万台湾元以上、20億台灣元以下

投資控除の申告プロセスの概要

- 会社またはリミテッド・パートナーシップは毎年1~5月の間に主管機関に登録を申請し、投資計画及び証明書類をアップロードした上で、毎年5月の営利事業所得税(以下、「法人税」とします)の申告期間に関連エビデンスを添付し、国税局に提出して承認を受ける必要があります。

(12月決算企業の2025年度申告の場合)



改正産業創新条例10条の1の設備投資 租税優遇の適用ポイント



産業創新条例10条の1の投資控除の改正ポイント

投資控除の対象項目

【改正】スマートマシン



- ロボット、デジタル化管理、仮想統合や積層造形というスマート技術要素を活用し、かつ生産情報の可視化、故障予測、精度補正、自動パラメータ設定、自動制御、自動スケジューリング、アプリケーションソフトの応用、フレキシブル生産、混合ライン生産といったスマート化機能を有するものを指します。
- IoT、最適管理及びセンサーに関するスマート技術要素は削除されました。
- 人工知能及びビッグデータというスマート技術要素は、下記の人工知能の適用項目に統合されました。

第5世代移動通信システム



- 3GPP (Third Generation Partnership Project) の第15バージョン以上の規格を充足する中・高周波通信、大量アンテナ・アレイ、ネットワークスライシング、ネットワークの仮想化、SDN、エッジコンピューティングなど第5世代移動通信の関連技術要素、装置(テスト用を含む)または垂直応用システムの運用によって生産機能を向上させる、または知能サービスを提供するものを指します。

情報セキュリティ 製品・サービス



- 情報システムまたは情報が無許可のアクセス、使用、コントロール、漏洩、破壊、改ざん、消去またはその他の侵害を受けることを防止し、その機密性、網羅性及び使用可能性を確保するために、端末及び携帯機器の保護、ネットセキュリティの維持または情報及びグラウンドセキュリティの維持に関連するハードウェア、ソフトウェア、技術または技術サービスを指します。

【追加】 人工知能



- 機械学習アルゴリズム、深層学習アルゴリズム、大規模言語モデル、または自然言語処理の技術要素を利用して、人間の知能を模倣し、認知、学習、推論を行い、さまざまなデータタイプを大規模に活用して、産業に必要な識別、分類、生成などのさまざまなアプリケーションを形成し、企業の運営や生産効率を最適化するハードウェア、ソフトウェア、技術、または技術サービスを指します。

【追加】 省エネ・CO2削減



- 公共の省エネルギーまたは生産プロセス改善の低炭素技術要素を利用して、エネルギー利用効率を向上させ、エネルギーと資源の消費を減少させ、さらに温室効果ガスの排出を削減することを指します。

投資対象の留意点



1. 据付場所は申請者が自ら保有している、あるいは賃借している生産拠点や営業場所に限られます。ただし、業種の特性上、特定の場所に据付や配置する必要がある場合には、この限りではありません。また、据付場所を変更した場合は、自ら租税徴税機関に届け出なければなりません。
2. 購入日の翌日から3年以内に、転貸、賃貸、転売、返品、競売、廃棄、盗難、第三者による法的回収、または当初の使用目的を変更した場合、租税徴税機関に対して控除した所得税額を追加納付し、かつ利息を加算して支払わなければなりません。ただし、廃棄の原因が不可抗力の災害による場合、申請者は災害発生の翌日から30日以内に、損失一覧表及び証明書類を添付の上、租税徴税機関による現地調査を申請しなければなりません。

改正産業創新条例10条の1の設備投資 租税優遇の適用ポイント



投資額の計算及び控除の制限



支出総額の計算

→ 同じ課税年度での合計額が100万台湾元以上、20億台湾元以下

- 第三者から購入した場合、取得の対価、運送料及び保険料が含まれますが、当該ハードウェア、ソフトウェア、技術や技術サービスを取得するために支払った借入利息や関税などのその他の費用は含まれません。
- 自ら製造した場合は、**実際の製造原価**となります。
- 第三者に製造を委託した場合は、実際に支払った対価、運送料、保険料及び自ら負担した生産原価が含まれますが、当該ハードウェア、ソフトウェア、技術や技術サービスを取得するために支払ったその他の費用を含みません。
- また、政府補助金は含まれません。補助金がある場合には除外しなければなりません。



控除率



→ 二者択一可能。選択したら、申告期限満了後は変更不可

- 支出金額の5%を限度として、当年度の納付すべき営利事業所得税額から控除します。
- 支出金額の3%を限度として、当年度から3年以内の各年度の納付すべき営利事業所得税額から控除します。



控除の限度額



→ 2022年度以降、当年度とは納品年度やサービス提供完了年度により認定

- 各年度の投資控除額は**当年度の納付営利事業所得税額の30%**を超過することができません。
- 投資控除及びその他の控除を共に適用する場合、当年度の控除合計額が**当年度の納付すべき営利事業所得税額の50%**を超過することができません。
- その他法律の規定によって、当年度が最終控除年度であり、かつ控除金額に制限がない場合、この限りではありません。

■ 事例(申告年度vs申告額)

- A社が2024年度にスマートマシンを1台発注し、代金は600万台湾元で、3年間にわたって支払いました。当該スマートマシンは2025年度に納品されました。また、全ての代金が国税局の審査前に支払われました。
- Q:A社が、産業創新条例第10条の1の適用を申請し、営利事業所得税額を減税したい場合、控除申請年度及び金額はどうなるか。

控除可能年度

単位:万台湾元

年度	2024	2025	2026
機械の発注	600		
納品年度		V	
実際の支出額	120	420	60
政府補助金	-	50	-
申告額	-	120+420+60-50=550万	-

改正産業創新条例10条の1の設備投資 租税優遇の適用ポイント



投資控除に関するタックスプランニングの応用

■ 各年度における納付税額による税額控除率の選択によって節税効果が異なります。以下、例を挙げて説明します。



ケース1

B社は、2024年度に1億台湾元のスマートマシンを購入し、当年度に全額を支払いました。2024年度に納付すべき営利事業所得税額は1,500万台湾元であり、2025年度及び2026年度の営利事業所得税額の見積もりはそれぞれ500万台湾元です。

年度(単位: 万台湾元)	2024	2025	2026
納付すべき営利事業所得税額	1,500	500	500
限度額: 納付すべき税額の30%	450	150	150
プラン1: 控除率5%(当年度)	500	-	-
プラン2: 控除率3%(3年以内)	300	-	-

控除可能額は低い方であることに留意

1. プラン1を選択: 支出額の5%は500万台湾元であり、限度額は2024年度の納付すべき営利事業所得税額の30%(すなわち450万台湾元)となるため、当年度の控除可能税額は450万台湾元になります。
2. プラン2を選択: 支出額の3%は300万台湾元であり、3年以内の控除可能税額の合計は300万台湾元になります。
3. 以上より、他の要因を考慮に入れない場合には、プラン1の方が節税効果が高いと考えられます。



ケース2

B社は、2024年度に1億台湾元のスマートマシンを購入し、当年度に全額を支払いました。2024年度に納付すべき営利事業所得税額は400万台湾元であり、2025年度及び2026年度の営利事業所得税額の見積もりはそれぞれ500万台湾元です。

年度(単位: 万台湾元)	2024	2025	2026
納付すべき営利事業所得税額	400	500	500
限度額: 納付すべき税額の30%	120	150	150
プラン1: 控除率5%(当年度)	500	-	-
プラン2: 控除率3%(3年以内)	120	150	30

控除可能額は低い方であることに留意

1. プラン1を選択: 支出額の5%は500万台湾元であり、限度額は2024年度の納付すべき営利事業所得税額の30%(すなわち120万台湾元)となるため、当年度の控除可能税額は120万台湾元になります。
2. プラン2を選択: 支出額の3%は300万台湾元であり、上記控除限度額を考慮した上で、3年以内の控除可能税額の合計は300万台湾元(すなわち120万台湾元+150万台湾元+30万台湾元)になります。
3. 以上より、他の要因を考慮に入れない場合には、プラン2の方が節税効果が高いと考えられます。

改正産業創新条例10条の1の設備投資 租税優遇の適用ポイント



投資控除に関するタックスプランニングの応用(続き)



ケース3

B社が2024年度に1億台湾元のスマートマシンを購入し、当年度に全額支払いました。2024年度に納付すべき営利事業所得税額は1,000万台湾元であり、2025年度及び2026年度の営利事業所得税額の見積もりはそれぞれ500万台湾元です。

年度(単位:万台湾元)	2024	2025	2026
納付すべき営利事業所得税額	1,000	500	500
限度額: 納付すべき税額の30%	300	150	150
プラン1: 控除率5%(当年度)	500	-	-
プラン2: 控除率3%(3年以内)	300	-	-

! 控除可能額は低い方であることに留意

1. プラン1を選択: 支出額の5%は500万台湾元であり、限度額は2024年度の営利事業所得税額の30%(すなわち300万台湾元)となるため、当年度の控除可能税額は**300万台湾元**になります。
2. プラン2を選択: 支出額の3%は**300万台湾元**であり、3年以内の控除可能税額の合計は**300万台湾元**になります。
3. 以上より、他の要因を考慮に入れない場合には、プラン1とプラン2の最終的な控除可能税額は共に**300万台湾元**になります。B社はその全体的なタックスプランニング及びその他総合的な事業運営上の考慮事項を踏まえて検討を行う必要があります。

タックスプランニングの説明

- ① 納付すべき営利事業所得税額の定義: 所得税法に規定した税率により計算した納付すべき税額、及び租税徵収機関により確定された前年度の未処分利益に対する追加課税額を指します。

例: 2024年度の納付すべき営利事業所得税(房地合-2.0の納付税額を含む)+2023年度の未処分利益追加課税額

- ② 機械装置の納品年度の税負担が高いと企業が想定した場合(前ページケース1のような場合)、控除率5%のプランを選択して1回で控除することを選択して、当年度の納付すべき税額を低減させることができます。それに対して、機械装置を購入したばかりで、一定規模の経済的便益をまだ生じさせていないと想定した場合、あるいは会社の当年度の税額も高くない場合(前ページケース2のような場合)、控除率5%を選択した場合では享受できる租税優遇の効果は相対的に小さくなる可能性があるため、控除率3%のプランを選択して、将来3年以内の納付すべき税額を控除した方が、合計の租税優遇効果が高くなります。

- ③ 租税効果の最大化を達成するために、企業は将来の全体的な経営状況を評価し、自社の事業規模、控除限度額及び長期的なタックスプランニングなどの要素(例えば産業創新条例第10条及び産業創新条例第23条の3を同時に申請する場合、当年度のミニマムタックス税制の計算時に総合的なタックスプランニングを考慮しなければならない)に基づき、自社に最も適した控除プランを選択する必要があります。



改正産業創新条例10条の1の設備投資 租税優遇の適用ポイント



投資控除に関するタックスプランニングにおけるその他の検討事項

留意事項



- 企業が租税控除優遇を申請する際は、以下の4つのフェーズに従って計画及び管理を実施することが望まれます。
 - 第1段階-事前分析：申請を予定している投資計画及び対象項目の洗い出し、控除項目の認定原則に合致するかについての初期評価、支出が法定要件を満たすかの確認など。
 - 第2段階-書類の準備：投資計画書及び効果説明の作成方法、購買のエビデンス、見積書、技術仕様などの必要な証拠書類の整備。
 - 第3段階-日程管理：期限内に関連の書類を収集し、オンライン申請を完成させるべく、内部で申請日程表を設定し管理。
 - 第4段階-その後のコミュニケーション：主管機関が審査する時、支出の合理性及び実際の適用状況を証明するための十分な資料。また、関連する質問への対応、説得力のある補足説明の作成などを含む。

さらなる検討事項

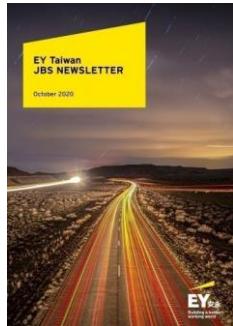
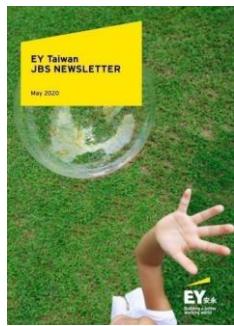


- 産業のイノベーションが経済成長を牽引する重要な原動力となる中、政府は、より多くの資金を台湾の革新技術及びハイエンド産業に誘導するために、産業創新条例の改正を実施しました。しかし、企業が租税控除プランを検討する際は、以下の点を特に考慮しなければなりません。
 - **タイミングの把握**：法定期限内に申請手続を完了させることができるか。
 - **支出の認定**：支出は当年度に控除できる定義に合致するかどうか。控除申請可能な金額の算定。
 - **効果の評価**：申請するプロジェクトには明確な定量化した効果を有するか。関連データには検証及び立証できる客観的な根拠を有するかどうか。
 - **設置場所**：申請項目のハードウェア・ソフトウェアは申請者の営業場所に据え付けており、かつ実際に運営のために使用されているか。関係会社と共同で使用している場合、自社利用の認定には影響を与えないかどうか。
 - **投資項目**：申請項目がどのカテゴリーに該当するかを明確に区分しているか。「改良」や「最適化」を目的とするプロジェクトである場合、それが実質的に新たな技術的要素などに該当するか。
 - 以上の問題はいずれも控除申請額が国税局の審査基準に合致するかのキーポイントになります。最も有利な計画及び運用を進めるために、投資を検討する際は、事前に専門的なサポートを求めることをおすすめします。関連する内容についてサポートが必要な場合には、EYにご連絡ください。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、時勢に応じた会計、税務、法令に係るトピックを、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2025年9月	産業創新条例の一部改正のポイントと留意点
2025年8月	移転価格における一括調整の実務と留意点
2025年7月	貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点
2025年6月	台湾における営利事業の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項
2025年5月	外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項
2025年4月	台湾における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点～2024年度の申告に向けて～
2025年3月	台湾におけるCFC税制
2025年2月	個人に対するミニマムタックス税制～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～
2025年1月	企業に対するミニマムタックス税制～台湾における現行実務と最新動向について～
2024年12月	台湾における不動産税制～新旧税制比較と事例を踏まえて～
2024年11月	研修目的の台湾滞在に関連するよくある誤解と留意事項
2024年10月	営利事業者の解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点
2024年9月	旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準～事例を踏まえて～

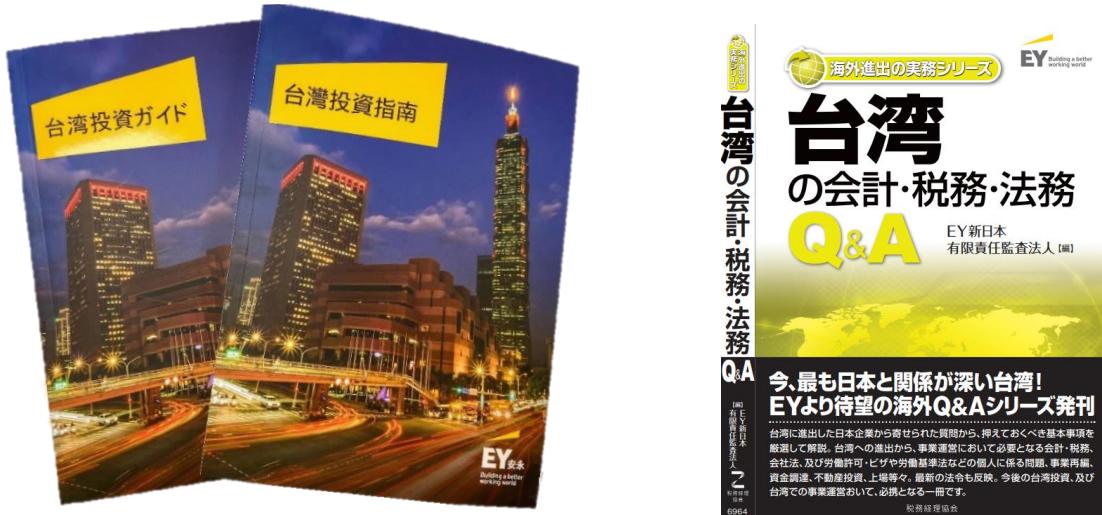
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関する書籍について



既に台湾に進出している場合やこれから台湾に進出する場合に備えて、EY台湾より「台湾投資ガイド（日本語・中文）」、及びEY新日本有限責任監査法人より『台湾の会計・税務・法務Q&A』（税務経理協会、2024年）といった書籍を発刊しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

時期	場所	セミナー内容
2025年12月中旬(予定)	台北(WEB同時配信) 台中	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2025年7月24日 2025年7月22日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年6月5日	台北(WEB同時配信)	税務2大TOPICセミナー(関税、租税優遇)
2024年12月12日 2024年12月10日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月22日 2024年8月20日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただきか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
michael.lin@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2728 8870
yishian.lin@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2728 8873
anna.tsai@tw.ey.com

葉柏良 執業會計師
02 2728 8822
richard.yeh@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師
04 3608 8681
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 9688 8990
ben.wu@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 2757 8888 21191
yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

水野 智英 經理
02 2757 8888 20897
tomohide.mizuno1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

05618-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

